



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会社名 **TOMOEAWA**  
 登記社名：株式会社巴川製紙所  
 コード番号 3878  
 (URL <http://www.tomoegawa.co.jp>)  
 代表者名 代表取締役社長 井上善雄  
 問合せ先 取締役常務執行役員  
 CFO 経営戦略本部長 山口正明  
 ( T E L 0 5 4 - 2 5 6 - 4 3 1 9 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 157 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。これに伴い、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、定款中、(1)監査等委員会を置く旨の定めを設定して監査役および監査役会を置く旨の定めを廃止し、(2)取締役の員数に関する定めを変更し、(3)取締役の任期に関する定めを変更するとともに、(4)重要な業務執行の決定の取締役会への委任の定めを置くものであります。また、条数の変更をはじめ、附則の新設等、所要の変更を行うものであります。

なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において、別途開示しております。

#### 2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
第 1 章 総則	(現行どおり)
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除)

現行定款	変更案
<p>(4)会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(3)会計監査人</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のう</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 当社は、取締役会の決議によつて、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項のうち取締役会で定める特定の事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締</p>	<p><u>ち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>5. <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役につき、その就任前に、取締役会の決議により、当該選任決議を取り消すことができる。この場合、当該選任決議の取消しに関する議案を取締役に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 (現行どおり) <u>3. 前二項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項のうち取締役会で定める特定の事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締</p>

現行定款	変更案
<p>役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>  <u>第 29 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)  第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)  第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)  第 30 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)  第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)  第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)  第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)  第 32 条 (条文省略)  2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、<u>法令の定めに従い</u>、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)  第 33 条 (現行どおり)  2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により</u>、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の限度額</u></p>

現行定款	変更案
	は、法令が規定する額とする。
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	
<p><u>第33条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>4. 当社は、取締役会の決議により、前項の規定により選任された補欠監査役につき、その就任前に、選任決議を取り消すことができる。この場合、補欠監査役の選任決議の取消しに関する議案を取締役に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>第 36 条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前まで発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	
<p><u>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第 41 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 <u>43</u> 条～第 <u>44</u> 条 （条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第 <u>45</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第 <u>46</u> 条～第 <u>49</u> 条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;"><u>会規程による。</u></p> <p>（現行どおり）</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>39</u> 条 （現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第 <u>40</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>第 <u>41</u> 条～第 <u>44</u> 条 （現行どおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）</u></p> <p><u>第1条 平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 42 条の定めるところによる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 24 日（金）（予定）  
平成 28 年 6 月 24 日（金）（予定）

以 上